

令和7年第8回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- | | | | |
|---|----------------|---|--|
| 1 | 会議の年月日 | 令和7年8月28日（木） | |
| 2 | 招 集 場 所 | 市役所北庁舎5階　502会議室 | |
| 3 | 出席委員等 | 教育長　麻生川　敦　　　　　委　員　小野　聡子
委　員　高田　彩　　　　　委　員　大井　知教
委　員　星山　純一郎 | |
| 4 | 欠 席 委 員 | なし | |
| 5 | 説明のため出席した事務局職員 | 教育部長　　　　　　　　　中野　裕夫
次長兼教育総務課長　　　柴田　光起
理事兼学校教育監　　　　石田　隆幸
生涯学習課長　　　　　　松田　直樹
文化財課長　　　　　　　武田　健市
参事兼教育総務課長補佐　古関　義信 | |
| 6 | 傍　聴　人 | なし | |
| 7 | 記　録　係 | 教育総務課主査　　　　　　鈴木　浩幸 | |
| 8 | 開会の時刻 | 午後6時 | |
| 9 | 議 事 日 程 | | |
| | 日程第1 | 前回議事録の承認について | |
| | 日程第2 | 議事録署名委員の指名について | |
| | 日程第3 | 諸般の報告
事務事業等の報告 | |
| | 日程第4 | 議　　事
（1）臨時代理事務　　　臨時代理の報告について（行政コスト計算
報告第13号　　　に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条
例の整備に関する条例について
（2）臨時代理事務　　　臨時代理の報告について（職員の懲戒処分
報告第14号　　　等について） | |
| | 日程第5 | その他 | |

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令

和 7 年第 8 回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和 7 年第 7 回定例会及び第 3 回臨時会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

鈴木主査

第 7 回定例会の議事録で、高田委員及び小野委員から修正箇所の連絡をいただいていたので、事務局から報告します。修正後の内容を読み上げます。

13 ページ下段、高田委員の発言で修正後の全文です。「今のお話から、年間を通して日常的なモニタリングチェックをされていて、市の評価のようなものは反映されているという理解でよろしいですか。年 2 回のモニタリングチェックなどの市による評価は、委員に共有されていますか」

14 ページ上段、小野委員の発言の後半「委員の選出基準等があれば、教えてください。」

29 ページ下段、小野委員の発言後半「縮充」の考え方についてです。例えば、総合体育館や市民プールで行っている種目及び事業等は、スポーツウェルネス施設の中で実施できるようにする方向でしょうか」

最後に、31 ページ下段、小野委員の発言「文化財を」を「文化財に」に修正します。以上 4 か所の修正をお願いします。以上です。

教育長

では 4 か所の訂正がありました。そのほかありますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、小野委員、高田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和7年第7回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

7月30日、令和7年度第1回学校給食センター運営審議会を開催予定でしたが、同日発生したカムチャッカ半島付近を震源とする地震により宮城県に津波警報が発令されたことを受け中止しました。

8月4日、初任者研修（1年目）市町村教育委員会研修第1回研修会を市役所で開催し、教員13名が参加しました。教育長が「新採教員に期待すること」、学校教育専門指導員が「生徒指導と学習指導」について、講義を行いました。

8月6日、令和7年度新採・転入教職員研修会を城南小学校で開催しました。埋蔵文化財調査センター及び文化財課職員が講師となり、「多賀城の歴史」と題した講話や南門、政庁跡等の見学などに38名が参加しました。

8月20日から22日までの3日間、多賀城スコーレ（サマースクール）を公民館等で開催し、小学生21名、中学生19名が参加しました。子どもたちは、東北学院大学の学生ボランティアの指導のもと自主学習に励みました。

8月22日に全ての小中学校で夏休みが終了し、学校が再開しています。

8月23日、Google for Education 主催全国教育長サミットが東京都で開催され、教育長が出席しました。

8月27日、仙台管内教育委員会教育長会議が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

続いて生涯学習課関係です。

7月25日、令和7年度多賀城市協働教育研修会「地域×学校＝子どもが大好きと思えるまちづくり」を市民活動サポートセンターで開催しました。柴田町地域学校協働活動推進員の松田ゆう子氏を講師に、講演やワークショップを行い、小中学校教職員や地域学校協働活動推進員など32名が参加しました。

7月30日、令和7年度第1回多賀城市立図書館運営審議会が開催予定でしたが、同日発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震により宮城県に津波警報が発令されたことを受け中止しました。近日中の再開催が難しいことから書面による会議を招集しました。

8月7日から8月8日までの2日間、大代地区公民館主催で、同公民館及び東松島市防災体験型宿泊施設KIBOTCHA（キボッチャ）で防災キャンプを開催し、児童・生徒21名、地域の方3名が参加しました。東松島市で被災された方による講話、担架づくり、ロープワーク及び被災地見学等を行いました。

8月23日、校庭キャンプを城南小学校の校庭で開催し、同校の児童とその家族26世帯113名が参加しました。ハウス食品株式会社や浮島地区自治会、わくわく広場スタッフの協力を得ながら、カレー作りや謎解きゲーム、花火など、親子でのふれあいをとおして家庭での教育力の向上を図りました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから7ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

7月26日、「文香」－香りの文化にふれる－を多賀城史遊館で開催し、24名が参加しました。

7月27日、公益財団法人仙台観光国際協会主催の仙台旅先コレクションブース in 青葉山が仙台市の青葉山公園仙臺緑彩館で開催され、市民文化創造課及び多賀城市観光協会がまが玉づくりと貝絵付け体験及び物品販売ブースで出店し、まが玉づくり10組、貝絵付け3組の参加がありました。

8月9日、名勝「興井」環境美化企画「きれいな興井をみてもらい隊」を八幡地区で開催し、興井の清掃活動を行い、15名が参加しました。

令和7年8月28日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。高田委員。

高田委員

社会教育事業の開催状況 4 ページ、山王地区公民館の「夏休みこども D Y I 教室」は「D I Y」が正しいと思いますが。講師の肩書も「D Y I」になっているので、そちらも同様ですよ。

生涯学習課長

失礼しました。文字が誤っていました。正しくは D I Y です。

教育長

修正をお願いします。他にありますか。小野委員。

小野委員

2 ページの 8 月 2 3 日の校庭キャンプは生涯学習課主催で、毎年行っているのですか。

生涯学習課長

今年度、初めて取り組み、家庭教育事業として実施しました。ガスコンロや鍋等は参加者が家庭から持参して、食材等は行政側で準備しました。

本市はハウス食品株式会社と包括連携協定を結んでいますので、カレールーの提供をいただき、カレーライスを作りながら親子の会話を増やすといった、思い出作りに貢献できたとか感じております。

ほかには花火も実施しました。参加者からは、来年も実施してほしいというご意見をいただきました。

小野委員

校庭のイベントは私も参加してみたいですね。普段校庭ではなかなかできないことなので、楽しそうだと思います。ありがとうございます。

教育長

他にありますか。星山委員。

星山委員

校庭キャンプは、今年初めてのイベントだそうですが、こういった協力者がいましたか。

生涯学習課長

ここにも記載させていただきましたが、いろいろ協力していただいた方々がいて、浮島の地区自治会の方々もお手伝いいただき、スーパーボールすくいやポップコーンの提供、城南小学校のわくわく広場のスタッフなども一緒に協力していただきました。

星山委員

ぜひ多賀城小学校でもやっていただきたいなと思いました。今後こういうものがありましたら、お話をいただければと思います。ありがとうございます。

生涯学習課長

だいぶ前ですが、夏休みに多賀城小学校の校庭でPTA主催によるキャンプファイヤーが行われた記憶があります。

星山委員

PTA行事でしたね。

生涯学習課長

そのイメージがあったので、参考にさせていただき実施しました。

教育長

他にありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 報告第13号 臨時代理の報告について（行政コストの計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例について）

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第13号「臨時代理の報告について（行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例につい

て)」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします

生涯学習課長

それでは、9ページをお願いします。

臨時代理事務報告第13号 についてご説明します。

10ページをお願いします。

これは教育長において臨時代理した事案について、報告するものです。

11ページをお願いします。

これは、令和7年8月25日付けで、市長より、法の規定に基づき、議会に提出する条例改正に関する議案「行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」について、意見を求められたものです。

左側10ページの臨時代理書をお願いします。

当該議案に関しては、記載のとおり、異議がない旨を回答しております。

それでは、議会に提出した議案の内容についてご説明します。

13ページをお願いします。市長から意見を求められた議案でございます。

説明が長くなりますがご了承ください。本件につきましては、本市の公の施設の使用料及び証明書等発行手数料について定期的な見直しを行っており、今回、行政コスト計算に基づき、施設ごと、窓口業務ごとに検討を行った結果、生涯学習施設や体育施設を中心とした施設及び一部窓口手数料について改定が適当であるという結果になったことから、①使用料適正化及び②手数料適正化、という2つの観点から各々改定を実施するものであります。

また、併せて公の施設の積極的な活用を促し、より多くの市民に施設を利用していただきたいという観点から、一部施設使用料の無償化等の適用についても検討いたしました。この無償化等に関する規則の改正につきましては、来月の定例会議案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

使用料等の改定に当たっては、改定や無償化等の影響が全庁的でありますので、一括して関係条例を整理するものです。

27ページをお願いします。

初めに、資料にはありませんが、改正条例制定の背景である「公の施設の使用料改定経過について」説明します。本市の公の施設の使用料につきましては、「使用料の適正さ」という観点から、平成17年度に「行政コスト計算」を基に、受益者にご負担いただく使用料の見直しを行うという方針を定めたところです。

実際に、この行政コスト計算に基づく使用料の改定を実施したのは、平成18

年度、20年度、31年度という状況であり、それ以外にも消費税の引上げ等の機械的な改定を行ってきたという経過となっております。

直近では、令和元年10月の消費増税(8→10%)に合わせて、この行政コスト計算による料金改定の検討を行い、消費増税の影響と使用料適正化に伴う改定を併せて行いました。

なお、コロナ禍の期間においては、施設の一時的な閉鎖や利用の自粛等により適正な行政コスト計算が困難等の理由から、見直しを見送って行いました。

次に証明書等発行手数料の改定経過につきまして、現行の手数料額へ改定したのは、昭和63年度に当時の市民課窓口、税務課窓口における手数料改定を行ったものであり、それ以降は、30年以上改定が行われていませんでした。また、一部の手数料については国の政令で標準手数料の水準が示されていたものもあり、手数料においては見直しの方針は定めてきておりませんでした。このような経過がございました。

27ページの2の(1)部分の部分になります。このような経過を踏まえ、令和6年度において、改めて各施設及び窓口毎に行政コスト計算に基づき、公の施設の使用料及び証明書等発行手数料(以下「使用料等」)収入と人件費、委託料、役務費等、事業を経営的に維持管理するための経費であるランニングコストを比較し、使用料等の適正さについて確認し、加えて利用者数の推移や他市町同種施設等の金額と比較の上、改定について検討を行ったものであり、その結果については、臨時代理事務報告第13号関係資料-2のとおりです。

この一覧は、令和5年度の決算をベースに、実際の事業に係るランニングコストから算定した「本来受益者にご負担いただく金額」と「実際負担いただいている金額」との乖離状況、並びにそれを踏まえた改定の方向性となっております。

表の見方について、簡単にご説明します。

全部で23の公の施設を掲載しておりますが、本来施設の利用者にご負担いただく受益者負担の割合ごとに、整理をしております。

例えば、左から2列目分類の欄に「分類②」としている1～6の施設がありますが、これは受益者の負担割合が表の中央付近に記載がありますとおり、25パーセント以下であるべき施設として分類しております。同様に、7～19の分類④は75%、20～23の分類⑤は75%以上を受益者の負担とすべき施設と定義しております。

この分類分けにつきましては、その施設が必需的であるか選択的であるか、また、民間による代替性のあるものか、無いものかという基準により決定しております。

なお、ここに記載はありませんが、分類①の受益者負担割合 0 % 及び、分類③負担割合 5 0 % に該当となる施設はございません。

これを基に、施設の維持管理費用等から計算した費用が、受益者負担割合の右列、C の「本来受益者が負担すべき額」となります。

それに対して、市民の方が実際に使用料としてお支払いしていただいている部分が、隣の列の「実際の負担額・A ダッシュ」となります。

そして、 $C \div A$ ダッシュが乖離率となります。例えば、1 3 総合体育館であれば乖離率が 3 . 7 1 です。

その乖離率の値が大きくなるにつれて、実際の運営に要するコストに対して、実際にご負担いただいている使用料の額の割合が小さい、つまりは乖離が大きくなっていることを表しています。

その乖離率が大きい施設の中にあっても、一番右側の列、「理由（概略）欄」に記載があるように、施設の性質や状況によって、例えば、法制度等により料金体系が決まっていたり、新たな制度の導入が想定されていたり、また今後の施設そのものの在り方が検討されているなど、改定することが難しいと判断された施設については、据置きすることとしております。

この資料の裏面は、改定と判断したものについてまとめたものとなります。上の表が使用料を改定する施設一覧となりまして、表の黒色の列の改定内容は、全て改定率の上限である 1 . 2 倍、一部少額使用料がある施設では、1 . 5 倍、 2 . 0 倍となるものがあります。

また、下の表は手数料の改定一覧となっておりますが、上から 3 つが市民課窓口の各手数料を 1 . 5 倍、次がコンビニでの戸籍証明書交付手数料を減額のため 0 . 7 8 倍、次の税務課の証明手数料が 1 . 5 倍となります。

議案 2 8 ページ中段をお願いします。

(2) 公の施設使用料無償化等の取扱いについて、この度の見直し改定と併せて、施設使用料の無償化等についても検討を行いました。具体的には、いずれも市内在住の子ども（1 8 歳の高校生世代まで）を無償化、高齢者（6 5 歳以上）を半額、また、障害者（障害等級問わず、介助者 1 名を含め）半額、さらには、障害福祉の向上に資する目的での団体使用について半額とするものです。なお、ア、イ、ウに記載の対象者につきましては、個人利用が無償化等の対象となります。

2 9 ページをお願いします。

4 改正条例の施行日についてですが、こちらにつきましては、市民への影響や料金システムの改修等を踏まえまして、令和 8 年 4 月 1 日としております。

次に、5 経過措置ですが、各々使用料と手数料の種類に応じて、適用関係を整理しております。

(1)施設使用料ですが、公の施設におきましては、使用許可日を新料金の適用要件といたします。改定後の料金の適用を、施行日である令和8年4月1日以後に許可をしたものに係る使用料としておりますので、その前まで(同年3月末まで)の許可に係るものについては、従前の料金により決定することとしています。

各施設の使用料につきましては、31ページからが旧料金、42ページからが新料金の表になりますので対比していただければと思います。

以上で臨時代理事務報告第13号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。
星山委員。

星山委員

昨今、様々なコスト高ということで、改定はもうやむを得ないかと思います。我々PTAで組織する市P連で、毎年体育館で実施しているスポーツ大会について、来年の担当校で令和8年6月20日を予定していると聞きました。

4月から利用料金改定で、体育館の上がり幅が大きいようです。私たちPTAが来年度の予算を編成するにあたって、体育館の利用料と冷房代が、今年度もかかっていたので、早めにそういうアナウンスがあれば助かると思いました。

何を質問したいかということ、公に発表になる時期はいつごろでしょうか。

生涯学習課長

今回の議会で議決いただいたら、速やかに公表したいと考えています。

それと、6月20日というお話がありました。施設によりですが、半年ほど前から予約できます。この29ページの枠で囲んでいる箇所を参考にさせていただきたいのですが、3月末までに、6月20日の使用許可を取れば、旧使用料のご負担となります。4月に許可になると改定後の新使用料となります。

星山委員

3月中に支払が完了しているということでしょうか。

生涯学習課長

許可ということなので、使用料のお支払いも同時となります。

星山委員

承知いたしました。おそらくPTAの組織上、来年度の分を今年度中に支払いすることはできないと思いますので、新使用料で来年度の使用料を計上します。議会通過後の公表ということで理解できました。ありがとうございます。

教育部長

補足します。生涯学習課長から議決後の公表になりますと回答いたしましたが、議決日は10月3日の予定です。条例案が可決されれば、10月3日以降に周知することとなります。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

生涯学習課長から、これまでの改定の経緯等を説明いただきましたが、例えば今後、行政コストがかさんだりしたら、また何年後にこのような改定があるのでしょうか。

生涯学習課長

先ほどの説明で、きちんと説明すれば良かったのですが、コストの見直しについては、平成17年度にルールというものを作りました。

3年ごとに見直すということで、運用してきました。ただ、この少し前はコロナ禍のため、なかなか見直す機会がなかったので、少し間が空いてしまった状況です。

小野委員

基本的には3年ごとですね。わかりました。

教育部長

ほかに、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第13号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がないものと認め、臨時代理事務報告第13号について承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（職員の懲戒処分等について）
報告第 1 4 号**

教育長

次に、臨時代理事務報告第 1 4 号「臨時代理の報告について（職員の懲戒処分等について）」を議題といたします。内容につきましては教育部長から説明します。

教育部長

それでは、55 ページをお願いします。

臨時代理事務報告第 1 4 号職員の懲戒処分等について、令和 7 年 8 月 2 5 日付け臨時代理により、別紙のとおり決定し、発令したので、報告するものです。

これは、教育長に対する事務委任等規則第 2 条第 7 号に規定する課長職級以上の職にある者の任免、分限及び懲戒を行うことについては、教育委員会の議決事項となっており、本来であれば、本委員会においてご審議いただくものであります。しかしながら、緊急に処理する必要性が生じた場合において、予め、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため、教育長において同規則第 3 条の規定に基づき臨時代理いたしましたので、同規則第 6 条第 3 号の規定に基づき、報告するものです。

次のページをお願いします。こちらが臨時に代理した内容です。

1 の懲戒処分の原因となった事件についてですが、

令和 6 年 5 月に [REDACTED] 記載の事前確認を徹底しないまま掘削作業を進めたことにより、水道管を破損させ、近隣住宅地 9 8 戸で断水した事故が発生するといった不適切な事務処理を行ったもの、加えて事案発生後の調査において、教育委員会内での情報共有などに不備があったものです。

2 の懲戒処分を受けた職員及び処分等の決定内容についてですが、

懲戒処分を受けた職員の所属、職位は、[REDACTED] 課長級職員 1 名です。

処分の内容は、戒告。処分年月日は、令和 7 年 8 月 2 8 日です。

続いて次のページをお願いします。

こちらは、教育長の専決事項として、処分した内容をまとめたものです。順を追ってご説明いたします。

1 の同事件に係る臨時代理案件以外の懲戒処分ですが、

懲戒処分を受けた職員の所属、職位は、[REDACTED] 主査級職員 1

名、処分の内容は、戒告。処分年月日は、令和7年8月28日です。

2の同事件に係る懲戒処分以外の処分としては、

文書厳重注意 事務局の課長級職員 1名

文書注意 事務局の部長級職員 1名、事務局の次長級職員 1名となります。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第14号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がないものと認め、臨時代理事務報告第13号について承認します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

事務局からありますか。学校教育監。

学校教育監

それでは、「令和7年度全国学力・学習状況調査結果について」説明させていただきます。本調査は、令和7年4月17日に小学校6年生と中学校3年生を対象に行われました。平均正答率を分析し、表にまとめました。お手元の資料をお願いします。

小学校国語科における「平均正答率との差」は、令和4年度、5年度に比べて上回っています。しかし、昨年度に比べてはやや下回る結果になりました。「領域別」では、県平均を僅かに上回った領域は「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の2領域でした。

小学校算数科では、過去4年間で、最も下回る結果になりました。特に、「図形」「測定」の領域は全国と比べて5ポイント以上の乖離が見られます。一方

で、「数と計算」の領域は、県に比べ、0.4 ポイント上回りました。

小学校理科は、3 年振りの調査となりましたが、3 年前と比べて全国及び県平均は、ともに横ばいです。領域別では、全国平均と比べて5 ポイント以上下回っている領域は、「エネルギーを柱とする領域」「生命を柱とする領域」の2 領域です。

中学校国語科は、令和5 年度以降少しずつではありますが、全国及び県平均との差は小さくなっています。しかしながら、領域別では、「書くこと」の領域が全国平均と比べて15 ポイント以上下回っています。

中学校数学科は、過去4 年間で、最も下回る結果になりました。全ての領域で、全国平均を7 ポイント以上下回っています。

中学校理科は、今年度C B T方式と言われるコンピュータを使ってオンライン回答で実施しました。16 問出題されましたが、生徒によって解く問題が異なることから平均I R Tスコアで結果が算出されます。全国や県が503、本市が479であることから、学力が下回っていると評価されます。I R Tバンド集計値の表を見ますと3（平均点）に該当する生徒の割合は全国や県と同等です。一方で5と4が少ない、つまり上位群の生徒の割合が低いと言えます。

実際の問題で全国平均との差が大きい問題を説明いたします。

小学校国語では、「あつい」という漢字を書く問題です。全国平均との乖離は9.2 ポイントです。中学校の国語では、「専門的」という漢字の間違いを指摘し訂正する問題です。全国平均との乖離は13.3 ポイントです。

こうした問題をできるようにするためには、「分かる」「覚える」だけでなく、「できる」「活用する」力を身に付けさせなければなりません。「子供たちが自ら学ぶ授業」への転換が必要と考えます。

小学校算数では、5つの四角形から3つの台形を選択する問題です。全国平均を13.2 ポイント下回っています。台形の定義の理解が不十分で、図形と関連付けて説明できるまで身に付いていないと言えます。子供たちが持つ台形のイメージに差があることを前提とし、「こんな向き、こんな形の台形もあるの？」という問題を意図的に取り上げる必要があります。はかりの目盛りを読み取る問題も、全国平均を9.7 ポイント下回っています。間違った児童の回答を見ると、120 グラムではなく、104 グラムと答えています。算数は積み上げの教科であり、習った知識と関連付けて学習を進める必要があります。この目盛りを読み取る問題であるならば、既習の「数直線」と関連付けて考えさせ、習熟の時間を通して子供自身が「できる」「できるようになった」という実感を持たせる必要があります。同じく小学校算数科では、 $1/2 + 1/3$ の問題の正答率も全国平均

を5ポイント下回っています。 $2/6$ や $2/5$ と回答している児童が一定数います。 $2/6$ と回答した児童は通分することは分かっていますが、分母だけ通分し分子はそのまま計算しています。 $2/5$ と回答した児童は、通分が分かっています。誤答の仕方は個によって違います。どのような力が身に付いていないために間違ったかを分析し、AIドリル等を活用するなど、個に応じた手立てを講じる必要があります。

中学校数学科では「相対度数」を求める問題で、全国平均を16.5ポイント、素数を選ぶ問題で11.4ポイント、外角の大きさを求める問題で9.9ポイント下回っています。「相対度数」「素数」「外角」などの数学的な用語の意味理解が不十分です。こうした用語を意図的に活用させたり、日常生活との関連を図ったりするなど、指導法を工夫する必要があります。

小学校理科では、花の図からおしべとめしべを選び、「受粉」という言葉を記述する問題で、全国平均を11.3ポイント下回っています。おしべ、めしべを選択できたけれど、「受粉」という言葉が書けませんでした。理科的な用語の定着を意識した授業づくりを行う必要があります。同じく小学校理科では、電磁石の強さを強くするために、コイルの巻き数をどうしたらよいかを答える問題、直列つなぎの電池のつなぎ方をモデル図から選択する問題の正答率が全国と比べて5ポイント以上、下回っています。

また中学校理科では、葉の様子から単子葉類であることに気付き、茎の断面、根の形を選ぶ問題で全国平均を15.6ポイント、加熱することで分解が起きるものを選ぶ問題で全国平均を8.6ポイント下回っています。いずれも観察や実験を通して獲得する知識を問う問題です。しかし、本市の児童・生徒質問紙の回答からは、仮説（予想）を立て、観察・実験を通して検証する（考察する）という学習が、全国平均に比べて低いことがうかがえます。こうした学習の少なさが要因の一つであると思われます。

各校においては、さらに詳細な分析を行って児童生徒それぞれのつまずきを把握し、日々の授業に生かしていきます。また、各校の分析結果と改善策は、学校から保護者あてにお知らせいたします。市教育委員会としては、本日お配りしました分析結果を昨日の校長会で示し、課題等を伝えました。

次に、意識調査の結果について、全国平均や県平均を上回っている項目（良さ）や下回っている項目（課題）について、主だったものを説明いたします。

小学校児童の良さとしては、「将来の夢や目標を持っている」「読書は好き」「ICT機器を使ってプレゼンテーションを作成することができる」「国語の勉強が得意」などです。

中学校生徒の良さとしては、「幸せな気持ちになる」「ICT 機器で文章作成・情報整理ができる」「課題を立て情報整理し、調べたことを発表する」「国語の授業で、先生が助言してくれる」「数学の学びを、普段の生活で活用している」などです。

一方、小学校児童の課題は、「先生はあなたの良いところを認めてくれる」「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」「学校に行くのは楽しい」「自分にはよいところがある」などです。

中学校生徒の課題は、「説明する活動をよく行っている」「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」「自然の中で遊ぶことや自然観察をすることがある」「仮説をもとに観察や実験の計画を立てる」「観察や実験をよく行っている」などです。

小・中学校ともに、先生や学校にいる大人に相談すると、肯定的な回答をした児童生徒の割合は少ないです。これら結果を受け、校長会にて、教師として最低限押さえるべき事項をまとめ、提示いたしました。

今後は、ここに示したようなことに留意しながら、今回の全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受け止め、分析した結果を踏まえた指導を行ってまいりたいと考えています。以上で、説明を終わります。

教育長

ご質問がありましたら、お願いします。星山委員。

星山委員

全国平均となって優劣がつくようですが、ちなみに都道府県で一位というのはどこですか。

学校教育監

昨年度までは全国、県の順位については結果が出ていたのですが、今回それらは過度な競争を煽る部分があるということで示されていません。5ポイント以上の差は優位的な差があると言われます。地域の差についてはそれほど大きくないということで、「個々のつまずきを改善し、その児童生徒にあった指導をしていきましょう」というのが国の方針です。

星山委員

質問した理由は、結局東京都や沖縄等など、県の人口によって平均値が違うの

ではないかと個人的に思いました。

問題を見ると、結構難しいですね。今の小学生、中学生の勉強を教えている先生方も大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

教育長

ほかにありますか。大井委員

大井委員

星山委員のご意見に対してですが、聞くところによると秋田県などが順位が高いそうです。教育県と言われるところで、秋田県から転居してきた人に聞くと、夏休み宿題などは圧倒的にこちらの方が少ないそうです。

その点で言うと、夏休みの宿題を増やすのも一つかなとも感じます。

学校教育監

家庭学習の時間が少ないということは、本市の課題だと考えています。ただ、宿題について与えられたものをこなすという方法ではなく、今は夏休みの課題でもタブレットを持ち帰ってドリル等を行い、自分のペース、自分で学ばなければならない部分を選んでやっていけるということを学校の方で位置づけていますので、必ずしも少ないかと言われると、そうではないのではないかと捉えています。

大井委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

学校によって特徴があると思っていました。学校ごと子どもたちに必要な力を身に付けさせたいと、先生方が共通理解して、実践していければ一番良いのではないのでしょうか。

さきほど学校教育監が丁寧に説明してくださったので、それぞれの学校でどこが課題なのか、どこが良いのかを、先生方が主体的に色々な話ができると、授業に良い影響が起きるのではないかと思います。

教育長

昨年議会でも話題になりましたが、これは、小学校6年生と中学校3年生だけの資料です。

つまり小学1年生から5年生までと中学1・2年生は入っていません。しかも教科は国語と算数と理科だけになります。そのため、本当に一部の部分で見ているということと、去年の6年生と今年の6年生は全く人が違うので、比較にはなりません。

要するに、落ちた上がったではなく、昨年の子たちと今年の子たちのデータなので、そこは見られません。ただ市内の中では、多賀城東小学校の4年前の6年生が今年、東豊中学校の3年生でどのような成績かということで、経年の比較ができる学校が1つだけあります。他の中学校は、複数の小学校出身なので、比較ができないのです。

もう1つは小学1年生を対象に、スクリーニングテストというひらがなの定着を見るテストを毎年実施しています。毎年定着に時間がかかる子どもたちが多く、3月になってもなかなかひらがなが定着しない子どもたちの数が、割合も増えています。非常に言葉の定着に時間がかかっています。語彙の不足に原因があるのではないかとセンターの先生たちと分析をしているのですが、子どもたちが使う言葉が非常に減っており、言葉を使うことが減ると、ひらがなの定着に大きな影響があるということで、なるべく1年生には読み聞かせや、それからお互いの会話など、そういった部分をしていかなければならないのです。数学や算数も理科も言葉のところで引っかかる子どもたちが結構多いですね。

しっかりとした言葉を使うということです。例えば、先ほどの「受粉」という言葉や、専門用語を使う機会がないと、なかなか意味理解に至らないのです。そのため、昔は、度数分布などの問題が多くなりましたが、現在はその意味が分かっていないと答えられないような問題という形でできていて、やはり日常的に使用できないと、算数も数学も言葉でできなくなってしまう可能性もあるので、やはりそういうのに合わせた授業をどうするかということが、正解を出す授業ではなく、子どもたちが本当に使えるような場を作っていかなければならないのではないかと考えています。

教育長

ほかにございますか。高田委員。

高田委員

タブレットのテキストには、語彙をクリックすると説明が出るディクショナリー機能のようなものがありますか。

学校教育監

デジタル教科書と呼ばれるものについては、そういった機能も備わっていますが、デジタル教科書を利用しているのは小学校では英語になります。国語や理科での用語については、タブレット端末はインターネットに接続していますので、自分で調べようと思えば、検索できると思います。

教育長

問題はそのタブレットに向かうという姿勢が必要だと思います。

高田委員

算数、理科、英語のみならずデジタル教科書が普及すると、この言葉の意味が分からない時は自分で解決できるようになり、知る喜びが体感できて、探っていくという自主性が促されるのではないかと考えます。教材の発展も期待され、導入とその発展を期待したいと思います。

教育長

ドリルも進化しています。問題一つ間違えると、その問題ができないのは、なぜこの子が間違えたのか分析しています。この子は前の学年まで戻らないとできないか考えると、前の学年に戻った問題が3本出て、それをやってみて、またそれができないともう少し戻るといったAIドリルのようです。この子が行っている同じ問題をやっていても、次の問題を行うときにこの子とこの子は違う問題に、できたら上にいくというような形のドリルを来年から導入する予定です。

最終的には自分がやることが大切です。

小野委員

低学年のときにどのくらい言葉や文字を定着できるかということは、非常に大きな意味を持っています。その定着しない理由がもしかすると、発達障害にもあるのではないかと疑っていかないと、できない子とみなされる可能性もあるので、それこそ1・2年生の時期に取り組むことが重要だと思います。

高田委員

タブレット導入、6年後くらいで成果が見えてくるかもしれません。

教育長

なかなか使われていない部分もあります。

小野委員

以前は、タブレットを持ち帰れなかったのですよね。

学校教育監

持ち帰りについては、市としましては推奨しています。高田委員のおっしゃるとおり、効果は大きいと思いますが、やはり学校差や教員差が一部見られますので、委員会としましては、その良さや、紙の教科書の良さ、紙のプリントの良さを認めつつ、タブレットでの学習についても推奨していきたいと思っています。

高田委員

実際、文字を書くこと、体で覚えることも重要ですね。

大井委員

勉強はできるのですが、理解能力が不足するアスペルガーの子がいますが、教え方を変えるときちんとできるようになっている事実を分かってほしいですね。

もしかすると、AI が普及すると、子どもの弱い部分を先回りして見つけてくれるといいですね。

教育長

ほかに、ございますか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和7年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後7時20分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和 7 年 9 月 1 7 日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員